第38号様式(売却決定取消通知書)

|  |
| --- |
| 売却決定取消通知書 |
| (買受人、滞納者、利割関係人、その他)　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日殿小野町長　氏名下記のとおり、換価財産の売却決定を取消します。なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 買受人 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| する換価財産　　売却決定の取消を | 名称・その他 | 数量 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 理由　　　　　　　　売却決定の取消をする | 　　　　国税徴収法第　　　条　　　該当 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 備考 | 　 |

記載要領

第37号様式「不動産等の最高価申込者決定の取消通知書」と同様とする。